

水道使用異動届 (申込書)

かつらぎ町長 様

届出(申込)日: 年 月 日

水道使用の異動について、下記のとおり届け出(申込み)します。

太枠の中を記入してください。 ※ 口内へは必要に応じて✓印をお願いします。

異動区分	<input type="checkbox"/> 給水開始(申込み) <input type="checkbox"/> 下水道あり(毎月、下水道使用料の納付が必要となります) ※井戸併用の場合は別途申請が必要		<input type="checkbox"/> 給水中止(届)	<input type="checkbox"/> 撤去 (別途工事申請が必要)
異動日 土、日、祝日、年末年始を除く 午前8時30分～午後5時15分	年 月 日 () ご希望時間 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (午前・午後 時 分頃) ※作業等の都合により、ご希望時間に開閉栓できない場合がありますので、ご了承下さい。			
給水装置の「設置場所」	かつらぎ町大字 アパート名等()			
水道使用者 (料金等の 納付義務者)	住所 ※転出時は転出先住所	<input type="checkbox"/> 設置場所と同一 (記入省略)	〒	
	フリガナ			
	氏名	(電話番号 — —)		
送付先	住所	<input type="checkbox"/> 使用者と同一 (記入省略)	〒	
	氏名	<input type="checkbox"/> 使用者と同一 (記入省略)	(電話番号 — —)	
給水装置の所有者(管理者)氏名 ※給水開始時にご記入ください。		<input type="checkbox"/> 使用者と同一 (記入省略)	(電話番号 — —)	
届出者住所・氏名 ※使用者(所有者)と異なる場合、手続き委任		<input type="checkbox"/> 使用者と同一 (記入省略)	住所	氏名
			(電話番号 — —)	
用途 ※給水開始時にご記入下さい。	<input type="checkbox"/> 家庭用A <input type="checkbox"/> 営業用 <input type="checkbox"/> 公共用 <input type="checkbox"/> 事業所用 <input type="checkbox"/> 家庭用B(6か月間「家庭用A」に変更できませんのでご了承ください) <input type="checkbox"/> 工場用 <input type="checkbox"/> 営農用 <input type="checkbox"/> 公衆浴場用			
ご希望の納付方法	<input type="checkbox"/> 口座振替(新規→金融機関窓口で別途申込み必要) <input type="checkbox"/> 口座振替(継続→他の場所のお客様番号:) <input type="checkbox"/> 納入通知書(毎月10日頃に郵送)			

水道のご使用にあたっては、「かつらぎ町水道事業給水条例」および「かつらぎ町水道事業給水条例施行規程」が契約の内容となります。内容はインターネットでご確認いただけます。

※給水装置所有者(管理者)欄は押印不要です。他の欄は、自署した場合は押印を省略できます。

上下水道課 処理欄	受付	年 月 日 AM・PM :	受付者		メーター口径	
		町内会	手数料	納付	前回検針指示数	
		<input type="checkbox"/> 審査・検査 <input type="checkbox"/> 開始・中止 <input type="checkbox"/> 納付書郵送			m ³	mm
	処理	年 月 日 AM・PM :	開閉栓者		メーター番号	
		水系	メーター区分(開栓時)	メーター満期(開栓時)	メーター指示数	
		<input type="checkbox"/> 新品 <input type="checkbox"/> 継続			m ³	—
	入力	開閉栓備考		貯水槽 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		年 月 日	開栓区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再開	水栓番号	お客様番号
		検針区	検針順	検針注意	検針票出力	納付書出力

(水道使用異動届 (申込書) 裏面)

給水契約に関する主な重要事項

記

- 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ届け出又は申込み承認が必要となります。
 - ① 給水装置工事(新設・改造・修繕・撤去)をするとき。
 - ② 給水開始(給水契約)をするとき。
 - ③ 給水中止(給水解除契約)をするとき。
給水中止の手続きを行わないと、ご使用にならなくても基本料金がかかります。
 - ④ 水道使用者や給水装置所有者の名義を変更するとき。
 - ⑤ 水道使用の用途や口径を変更するとき。

- 水道メーターの検針、点検、交換のため、作業員が敷地に立入ることがありますので、ご了承ください。

- 水道メーターの検針日は、毎月24日～28日になります。
なお、検針期間中の大雨、台風、積雪などのため、検針日が前後することがあります。

- 納入通知書により料金を支払う場合は、毎月10日頃に納入通知書を郵送しています。
納期限は、毎月25日(土・日・祝日のときは翌営業日)となります。

- 口座振替(引落)により料金を支払う場合は、納入通知書の郵送はしていませんので、水道使用量のお知らせ(検針票)で毎月、口座振替予定額をご確認ください。
口座振替日は、毎月25日(土・日・祝日のときは翌営業日)となります。

- 水道料金等を滞納した場合は、給水停止の対象となります。
また、滞納者の他の箇所での給水開始は、お断りいたします。

- 給水停止になった場合、原則として未納料金等を全額納付するまでは、給水停止解除いたしません。

- 水道施設の損傷・工事・災害などの理由により、やむを得ず給水停止し、又は制限することがあります。
施設の損傷・工事・消火活動時には、にごり水が発生することがあります。

- 水栓、給水管などの給水装置(水道メーターを除く)は、給水装置所有者の財産となり、給水装置所有者(管理者)又は水道使用者に管理義務があります。

- 給水装置工事(新設・改造・修繕・撤去)は、かつらぎ町指定給水装置工事事業者しかできません。

- 給水装置は、老朽化、気温低下による凍結等が原因で損傷し、漏水することがあります。
漏水の有無は、水道メーターで確認することができますので、適時ご確認ください。

- 第1止水栓(元栓)より宅内側(水道メーターを除く)で漏水した場合は、水道使用者又は給水装置所有者(管理者)の費用負担で、かつらぎ町指定給水装置工事事業者に、修繕(修理)工事を依頼する必要があります。ただし、給水装置末端の給水用具(単独水栓、パッキンなど)で配管工事を伴わない簡易なものを除きます。
なお、アパートなど賃貸の場合は、給水装置所有者(管理者)と協議してください。

- かつらぎ町から貸与された水道メーターは、水道使用者又は給水装置所有者(管理者)に保管義務があり、破損・紛失した場合は、費用負担(代価の弁償)が発生します。